

# 宝亀年間の対外政策と大宰府外交

——宝亀五年五月十七日太政官符を手掛かりとして——

吉岡直人

## はじめに

西海道に置かれた律令官司である大宰府は、古代日本における外交の窓口であった。八世紀における外交に担った大宰府の役割および、その特徴については多くの研究の蓄積がある<sup>①</sup>。八世紀の大宰府の対外機能の特徴は、来航する外国使節の処遇に関する決定権は有しておらず、外国使節滞在中の食膳の提供、大宰府で饗を実施するよう指示が出された時の執行であった<sup>②</sup>。ただし、大宰府が外交上担った機能・役割は通時代的に一定であった訳ではなく、時々の国家の外交方針や国内事情に規定されて変化したと考えられる。かかる視点にたつて、大宰府の対外的に担った役割を追究していく必要がある。

そこで本稿では、『類聚三代格』巻十八に収録された「應大宰府放還流来新羅人一事」という事書きを持つ宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符に注目したい。帰化を望まず大宰府に到着した流来者の送還義務を定めた本太政官符は、これまでにも多くの研究で言及されてきた史料ではあるが<sup>③</sup>、その基本的な史料解釈についても再検討を迫る必要があると考えている。また、本官符は、大宰府宛に出されたと考えられるにも関わらず、大宰府の外交上担った役割といかに関わったのか、その政策的意義についての言及が十分になされていないように思われる。そこで以

下で、宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符の検討を行い、その政策的意義、特にかかる政策が宝亀五年（七七四）に出された背景・意味を追究することを一つの目的としたい。その上で、こうした政策や当時の国家の対外政策方針が大宰府の対外的役割といかに関係したのか、その影響関係を明らかにすることを第二の目的としたい。

## 一、『類聚三代格』巻十八 宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符の再検討

本節では、宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符についての既往の見解を紹介し、史料の再検討を行う。

先ず宝亀五年太政官符の全文を掲げよう。また、同官符は、『続日本紀』に大宰府に下された勅という形で記事が存在するので、こちらも全文掲げることとする。

a 『類聚三代格』巻十八 宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符

太政官符

應大宰府放還流来新羅人一事

右被内大臣宣<sub>レ</sub>、奉<sub>レ</sub>勅、如<sub>レ</sub>聞、新羅国人時有<sub>二</sub>来着<sub>一</sub>。或是帰化、或是流来。凡此流来非<sub>二</sub>其本意<sub>一</sub>。宜<sub>三</sub>毎<sub>レ</sub>到放還、以彰<sub>二</sub>弘恕<sub>一</sub>。

若駕船破損、亦無資糧者、量加修理、給糧發遣。但帰化来者、依例申上。自今以後、立為永例。

宝亀五年五月十七日

b 『続日本紀』宝亀五年（七七四）五月乙卯条

乙卯。勅大宰府曰、比年、新羅蕃人、頻有来着。尋其緣由、多非投化。忽被風漂、無由引還、留為我民。謂本主何。自今以後、如此之色、宜皆放還、以示弘恕。如有船破及絶糧者、所司量事、令得歸計。

宝亀五年官符は、帰化の意思なく来着した流来新羅人の送還を定めたものである。山内晋次氏は、七世紀後半から十二世紀後半における朝鮮半島から日本に到着した漂流民の取り扱いの変遷を考察する中で宝亀五年官符に言及している<sup>④</sup>。山内氏は、令に規定のなかった流来者の送還を義務化したこと、それにより帰化と流来の区別を明確にした点に宝亀五年官符の意義を求めている。官符が出された背景については、八世紀中葉以降、日本に対して宥礼姿勢を強める新羅と新羅を朝貢国として位置付けようとする日本との間の外交矛盾が深まる中で帰化ではない新羅人を国内に留めておくことに危惧の念を抱いたためとしている。

次に田中史生氏は、「観世音寺早良奴婢例文」の記載に着目し新羅交易民による銀の経済圏を想定し、官符に見られる流来者の中に多くの新羅交易民が含まれていたと述べ、そうした人々を放還させることによって国家間交易外の国際交易に対する国家的規制として宝亀五年官符が作用したと論じた<sup>⑤</sup>。

山内氏の指摘するように令に規定のない流来者の送還義務を定めた意味は確かに大きい。しかし官符では特に新羅人の来着を問題としており、政策的意義を流来者の措置一般に解消することは出来ない。また、日羅の外交矛盾は天平年間以降見られるのであり、宝亀五年（七七四）にかか

る格が出された理由を追及すべきであろう。次に新羅交易民の交易活動に対する国家的規制と捉える田中氏の説については、その前提となる銀の流通圏の想定に疑問があり、従い難い。交易民の活動を規制するのであれば、より直接的な資格をだせば良いのであり、再検討を要する。では、宝亀五年格は、何を問題として出されたのであろうか。

a bでは、その冒頭で、近年来着する新羅人の多くが、帰化を希望して来着したのではなく、漂流した結果、大宰府沿岸に到来し引き返す術なく大宰府管内に留まっているという現状を記している。ここでaの太政官符やbの勅の発給過程を考えてみたい。右に確認した大宰府近辺の現状について太政官、ましてや天皇が直接的に知り得たとは考え難く、史料上に姿は見せないが、新羅人が来着する現地で実務を担った大宰府からの報告が大宰府解の奏上という形でなされていたと考えるべきであろう。そうであるならば、宝亀五年官符の政策的意義も大宰府の外交実務との関係から追及されるべきと考える。そこでまず大宰府が担った外交実務についての令条文を宝亀五年官符と関わる範囲で掲げることとする。

c 『養老職員令』大宰府条

大宰府（帯筑前国）

（中略）帥一人。（掌）神社、戸口簿帳、字養百姓、勸課農桑、礼察所部、貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闕遺雑物、及寺、僧尼名籍、蕃客、帰化、饗謙事。（後略）

d 『養老公式令』遠方殊俗条

凡遠方殊俗人、来入朝者、所在官司、各造図、画其容状衣服、具序名号处所并風俗。随訖奏聞。

c に見られる「蕃客、帰化、饗謙」は、大宰府が外交上担うべき役割を

端的に示している。この内「蕃客」と「饗讌」については別稿で論じたので、ここでは「帰化」について取り上げる。『養老戸令』没落外蕃条および『養老公式令』驱使至京条によると外国人が帰化を求め来着すると「所在国郡」や大宰府は衣服と食料を支給し、帰化希望者来着の旨を中央に報告した。その間、外国人は「館」に安置され、その後、寛国に移され編附され、復の期間があるものの課役が賦課される。帰化者の取り扱いについては以上のように知られるが、一方「帰化」をその職掌とした大宰府の「帰化」に関わる実務については不明な点が多い。しかし、この点を追及することが宝亀五年官符の目的を明らかにするために必要である。そこで注目したいのがbの傍線部とdである。帰化希望者に限らず外国人が来着すると大宰府はdに従い、その人の容状・衣服を描き、それに続けて国号、人名、国の所在地とその風俗を注記した。かかる外交実務の過程で、その外国人が帰化希望者と判断されると『養老戸令』没落外蕃条などに基つき処遇がなされたのであろう。では、帰化者と帰化にあらざる人との区別は何によって判断されたか。それが傍線部の「謂<sup>ナシ</sup>本主何<sup>ナシ</sup>」という文言にあったと考える。国史大系本は、「本主何とか謂<sup>ナシ</sup>本主何<sup>ナシ</sup>」と訓み、新日本古典文学大系本は「本主を何とか謂<sup>い</sup>はむ」と訓んで、「本主」に「新羅の国王」との語釈を付している。意味するところは「本主（新羅国王）はどのように思うだろう」あるいは「本主（新羅国王）をどちらにいうのだろうか」となるだろうか。しかし私はそうではなく「本主は何と謂<sup>い</sup>はん」と読み、「仕えるべき君主はどちらと謂<sup>い</sup>うか」と解釈すべきと考える。即ち、大宰府は来着した外国人の全員あるいはその代表者に対して、仕えるべきは日本天皇か新羅国王であるかを問うことによって帰化者であるか否かを判断したのであろう。「謂<sup>い</sup>本主何<sup>ナシ</sup>」の部分は、大宰府解に引用されていた大宰府の帰化に関わる外交実務が勅の中に残ったものと考えるのである。<sup>⑩</sup>

宝亀五年官符で問題となっているのは「謂<sup>い</sup>本主何<sup>ナシ</sup>」と大宰府で問うても「本主ハ新羅国王ナリ」と答えるような、止むなく「我民」となっている新羅人のことと捉えるべきであり、且つそうした新羅人が大宰府管内に多数存在していたところに問題があったと考えられるのではないだろうか。つまり宝亀五年官符の政策的意義は、今後大宰府への漂着が想定される新羅人の送還が可能になった点にのみあるのではなく、それ以上に帰化して日本に帰属することなく西海道に留まり住んでいた新羅人を管内から送還して排除するところにあつたと捉えるべきであろう。これと関わって次の史料に注目したい。

e 『続日本紀』天平宝字三年（七五九）九月丁卯条

九月丁卯。勅<sup>ナシ</sup>大宰府、頃年新羅帰<sup>レ</sup>化舳<sup>レ</sup>艦不<sup>レ</sup>絶。規<sup>ナシ</sup>避賦役之苦<sup>ナシ</sup>、遠棄<sup>ナシ</sup>墳墓之郷<sup>ナシ</sup>。言念<sup>ナシ</sup>其意<sup>ナシ</sup>、豈无<sup>ナシ</sup>顧恋<sup>ナシ</sup>。宜<sup>ナシ</sup>再三引問、情<sup>ナシ</sup>願還<sup>ナシ</sup>者、給<sup>レ</sup>粮放却<sup>ナシ</sup>。

これによると「帰化」してくる新羅人が多いが、その内実は、「賦役之苦」を逃れるため、引問して帰ることを願えば食料を与えて放却するとしている。止むを得ず大宰府管内に留住する新羅人を送還するという意味において宝亀五年官符と同様の政策と言える。天平宝字三年のこの政策は、新羅征討計画の中でだされたものであり、その政策目的も新羅征討にあたり、国内での帰化にあらざる新羅人の反乱などの可能性を排除するところにあつたと考えられる。それでは、宝亀五年官符の背景にいかなる事態を想定すべきであろうか。節を改め検討したい。

## 二、宝亀年間における境界認識の高揚と

### 宝亀五年五月十七日太政官符発布の背景

日羅外交に目を向けると宝亀五年五月十七日太政官符が出される約二

カ月前に新羅使が来着している。

f 『続日本紀』宝龜五年（七七四）三月癸卯条

是日、新羅国使礼府卿沙食金三玄已下二百卅五人、到泊大宰府。遣河内守從五位上紀朝臣広純、大外記外從五位下内蔵忌寸全成等、問其来朝之由。三玄言曰、奉本国王教、請修旧好、每相聘問上。并將国信物及在唐大使藤原河清書来朝。問曰、夫請修旧好、每相聘問上、乃似亢礼之隣、非是供職之国。且改貢調、称为国信、變古改常。其義如何。对曰、本国上宰金順貞之時、舟楫相尋、常脩職貢。今其孫邕、繼位執政、追尋家声、係心供奉。是以、請修旧好、每相聘問上。又三玄本非貢調之使。本国便因使次、聊進土毛。故不称御調、敢陳使旨。自外不知。於是、勅問新羅人朝由、使等曰、新羅元来称臣貢調、古今所知。而不率旧章、妄作新意、調称信物、朝為修好。以昔准今、殊無礼教。宜給渡海料、早速放還上。

新羅使金三玄は在唐大使藤原河清の書を持って来朝したが、日本と対等な関係を取り結ぼうとして大宰府から放還されている。光仁朝の外交姿勢は、新羅・渤海に対してこれまで以上に強硬に華夷秩序の順守を要求したことが指摘されているが、金三玄の事例は同じく「調」を土毛と改めたことを叱責されながらも藤原河清等の書を持参したため大宰府にて饗応および賜禄に預かった神護景雲三年（七六九）来朝の金初正の場合と対称的である。かかる新羅使への対応の変化は、新羅に対する観念・認識の変化、さらに言えば宝龜年間の日本支配者層の国土意識、国の内外を分ける境界への意識が変化したことに起因すると考える。以下で検討したい。

g 『類聚三代格』卷二 宝龜五年（七七四）三月三日太政官符

太政官符

四四

応奉造四天王寺捨像四軀一事（各高六尺）

右被内大臣從二位藤原朝臣宣備、奉勅、如聞新羅兇醜不顧恩義、早懷毒心、常為咒咀。仏神難誣、慮或報応。宜令大宰府直新羅国高顯淨地奉造像一攘却其災上。仍請淨行僧四口、各当像前一事以上、依最勝王經四天王護国品。日誦經王、夜誦神咒。但春秋二時別一七日、弥益精進依法修行。仍監已上一人、專当其事。其僧別法服、麻袈裟蔭脊各一領。麻裳綿袴一腰。綿襖子汗衫各一領。襪菲各一両。布施綿一疋。綿三屯。布二端。供養布施並用庫物及正税。自今以後永為恒例。

宝龜五年三月三日

ここに見られる大宰府四王院<sup>④</sup>の四天王像の造立と四天王法の勤修は、傍線部に示したように新羅への強烈な敵対心を背景にしている。ここに見られる新羅に対する意識は、九世紀以降、「王土」は、閉じた空間であるとする国土観を背景に醸成された境外はケガレた空間であるとする認識に基づく蔑視と畏怖がないまぜになった排外意識<sup>⑤</sup>と異なり、現実的な新羅との敵対意識から発せられたと考えられる。これと関わって次の史料に注目したい。

h 『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）七月丁丑条

丁丑。勅、安不忘危、古今通典。宜仰縁海諸国、勤令警固上。其因幡、伯耆、出雲、石見、安芸、周防、長門等国、一依天平四年節度使從三位多治比真人具守等時式、勤以警固焉。又大宰宜依同年節度使從三位藤原朝臣宇合時式。

i 『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）七月戊子条

戊子。勅曰、筑紫大宰僻居西海、諸蕃朝貢舟楫相望。由是簡練士馬、精銳甲兵、以示威武、以備非常。今北陸之道亦供蕃客、所<sub>レ</sub>有軍兵未<sub>レ</sub>曾教習。属<sub>レ</sub>事徵発、全無<sub>レ</sub>堪<sub>レ</sub>用。安<sub>レ</sub>思<sub>レ</sub>危、

豈合<sub>レ</sub>如<sub>レ</sub>此。宜<sub>下</sub>准<sub>二</sub>大宰<sub>一</sub>依<sub>レ</sub>式警虞<sub>上</sub>。事須<sub>下</sub>縁海村邑見<sub>二</sub>賊来過<sub>一</sub>者、当即差<sub>レ</sub>使速申<sub>中</sub>於<sub>上</sub>国。々知<sub>二</sub>賊船<sub>一</sub>者、長官以下急向<sub>二</sub>国衛<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>事集議、令<sub>二</sub>管内警虞<sub>一</sub>且行且奏<sub>（其一）</sub>。賊船卒来着<sub>二</sub>我辺岸<sub>一</sub>者、当界百姓執<sub>二</sub>隨身兵<sub>一</sub>、并賣<sub>二</sub>私糧<sub>一</sub>走<sub>二</sub>赴要処<sub>一</sub>、致<sub>レ</sub>死相戦。必待<sub>二</sub>救兵<sub>一</sub>、勿<sub>下</sub>作<sub>二</sub>逗留<sub>一</sub>令<sub>中</sub>賊乗<sub>上</sub>間<sub>（其二）</sub>。軍所<sub>レ</sub>集処、預立<sub>二</sub>標榜<sub>一</sub>看<sub>二</sub>量地勢<sub>一</sub>、務得<sub>二</sub>便宜<sub>一</sub>。兵士已上及百姓便<sub>二</sub>弓馬<sub>一</sub>者、量<sub>二</sub>程遠近<sub>一</sub>結<sub>二</sub>隊分配<sub>一</sub>。不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>臨<sub>レ</sub>事彼此雜乱<sub>一</sub>（其三）。戦士已上、明知<sub>二</sub>賊来<sub>一</sub>者、執<sub>二</sub>隨身兵<sub>一</sub>、兼佩<sub>二</sub>飴幣<sub>一</sub>、発<sub>二</sub>所在処<sub>一</sub>、直赴<sub>二</sub>本軍<sub>一</sub>。各作<sub>二</sub>軍名<sub>一</sub>、排<sub>二</sub>比隊伍<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>静待<sub>レ</sub>動、乘<sub>レ</sub>逸擊<sub>レ</sub>勞<sub>（其四）</sub>。応<sub>レ</sub>機赴<sub>レ</sub>軍、国司已上皆乘<sub>二</sub>私馬<sub>一</sub>。若不<sub>レ</sub>足者、即以<sub>二</sub>馱伝馬<sub>一</sub>充之<sub>（其五）</sub>。兵士白<sub>レ</sub>丁赴<sub>レ</sub>軍、及<sub>レ</sub>待<sub>二</sub>進止<sub>一</sub>、応<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>公粮<sub>一</sub>者、計<sub>レ</sub>日<sub>レ</sub>起<sub>レ</sub>家五日乃給。其閑処者給<sub>レ</sub>米、要処者給<sub>レ</sub>糒<sub>（其六）</sub>。

hは因幡以下の縁海諸国と大宰府に対し、天平四年（七三二）の節度使派遣時の警固式に依拠し防衛体制を整えることを命じ、iでは北陸道の縁海諸国に大宰府に准じた警固を行うよう命令している。因幡以下の諸国と大宰府が依拠した警固式の具体的内容は不明であるが、北陸道諸国への命令は実に六カ条におよぶ詳細なものであり、この度の防衛体制の整備は政治的なデモンストレーションの類ではなく、明らかに有事を想定したものと捉えるべきであろう。先に述べた宝亀五年（七七四）の大宰府四王院の建設も新羅との有事に対する宗教的な対応策であったと評価すべきであろう。

下向井龍彦氏は、光仁朝最末期の宝亀十一年（七八〇）三月に実施された軍団兵士の削減を主眼とする軍縮改革は、对新羅朝貢要求外交の解消により、新羅正規軍との決戦を想定した軍団構成から対蝦夷戦争に対応する軍団構成への変化に対応するものであるとして、新羅との軍事的緊張が薄らいでいくとした<sup>17</sup>。たしかに藤原仲麻呂政権下で準備された新羅

征討計画のように海を渡つての戦闘を想定したものとは異なり防衛に重きを置いたものではあるが、新羅使金三玄への強硬な対応や新羅調伏を目的とした大宰府四王院の建設を合わせ考えるならば、光仁朝において新羅に対する先鋭化した意識が再度高揚し、それに対応して防衛体制が整備されたと考えられるのではないだろうか。

次に別の視点から右の問題を考えてみたい。注目したいのは宝亀七年（七七六）正月の七道検税使の任命である。検税使は諸国正税や動用不動用穀の蓄積状況を検査、把握するために派遣された。宝亀七年（七七六）以前には養老年間および天平六年（七三四）に派遣された。このうち天平六年（七三四）派遣の検税使は天平四年（七三二）の節度使設置と関連し、節度使管下で生産される軍粮蓄積の検校を目的として派遣されたことが指摘されている<sup>18</sup>。一方宝亀七年検税使について、亀田隆之氏は、京官の待遇改善を目的とした諸国公廩稻の四分の一を京官俸禄に充てるとする宝亀六年太政官奏の裁可に基づき、その財源たる各国公廩の納入状況とその運用状況の把握が目的であったとされているが、当該期の国内情勢を鑑みれば天平六年時と同様に軍粮準備との関連を想定できるのではないか。宝亀五年（七七四）の桃生城襲撃に端を発し、律令制国家は蝦夷との三十八年戦争に突入する。検税使任命直後の宝亀七年（七七六）二月には山海蝦夷の征討が計画される<sup>19</sup>。こうした情勢からして各国稲穀蓄積状況の把握は利用可能な軍粮量の算出には不可欠であり、大宰府から北陸道沿岸にいたる対外防衛体制（对新羅）の構築もかかる検税を前提としてはじめた可能となったのであって、宝亀七年検税使は、対蝦夷戦争の遂行と对新羅防衛体制構築と深く関わっていたと思われる、この点からも宝亀年間における新羅に対する敵対心の高揚を読み取ることが出来よう。

このような諸点から宝亀年間は、北は東北蝦夷との境、大宰府から北陸道にかけては新羅との境というように国の内外を分ける境界に対する

意識が高まった時期と言える。<sup>22</sup> 三上喜孝氏は九世紀につらなる国土意識の萌芽が宝亀年間にあったことを指摘している。<sup>23</sup> 筆者も国土観形成過程における宝亀年間の画期を認める三上氏の説におおむね賛成であるが、かかる境界意識の出現の背景として、疫病が境外、特に新羅からもたらされるという観念が宝亀年間に生まれたとして重視している点は疑問である。これまでみたように宝亀年間の新羅に対する意識は決して観念的なものではなく、より実態的なものであった。『三国遺事』巻二には、日本の延暦五年（七八六）のこととして、日本が新羅の征討を計画しているとする記事がある。<sup>24</sup> この記事がどれほど史実を反映しているか明らかにし難いが、宝亀年間の大宰府や北陸道、山陰道の諸国の防衛体制構築の事実などから新羅側にかかる認識を抱かした可能性もあるだろう。

前節で検討した流来新羅人の放還を義務付けた宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符は、まさに新羅に対する意識が先鋭化し、国の内と外が強く認識された時期に出された政策であった。かかる情勢下で帰化ではない新羅人の処遇が問題になったのである。宝亀五年（七七四）時点で帰属が明確でない新羅人を流来者として国外に退去させることによって新羅に対し強硬な姿勢を示すとともに有事における国内の危険因子となりうる新羅人を排除する必要が律令制国家の課題であったと考えられる。

以上、宝亀五年（七七四）五月十七日太政官符発布の背景を宝亀年間における境界に対する認識の高揚および新羅に対する敵対意識の高まりという視点から考察してきた。かかる境界認識の出現や新羅観は古代における外交の窓口であった大宰府の対外的な役割に何らかの影響を与えたとしても不思議ではない。そこで次節では宝亀年間以降の大宰府の対外的役割の展開について検討したい。

### 三、宝亀年間以降の国家の外交方針と大宰府

まず八世紀における大宰府の対外的な役割について述べておく。

蕃客即ち外国使節が来着すると大宰府は『養老関市令』蕃客条に従い、使節所持品の検査を行い、外国使節来着の旨を中央へ報告する。使節の処遇は中央において決定される。使節処遇が決定するまでの間、使節は鴻臚館（筑紫館）に安置供給し、使節帰国時に中央政府の指示を受けて、饗を設け、府庫物を用いて使節に禄を授けることが大宰府の主たる役割であった。<sup>25</sup> また、使節以外の外国人が来着した場合には、その人の容状等を調べ、「謂本主何」と尋ね、帰化の意思の有無を確認して中央に報告するなど、中央における処遇決定の素材を提供することが大宰府に求められた。要するに宝亀以前の大宰府は来着する外国使節や外国人の処遇に関する決定権を有していなかったのである。

j 『続日本紀』宝亀十年（七七九）十月乙巳条

冬十月乙巳。勅大宰府、新羅使金蘭蓀等、遠涉滄波、賀正貢調。其諸蕃人朝、国有恒例。雖有通状、更宜反復。府宜承知、研問来朝之由、并責表函上。如有表者、准渤海蕃例、写案進上、其本者却付使人。凡所有消息、駅伝奏上。

これは、新羅使金蘭蓀が来着した際に大宰府に下された勅である。傍線を付して示したように、以後の大宰府は、新羅使が来着するとその来朝理由を問い、表函のことを責め、表（国書）を持参している場合には国書を開封し、案文を作成して中央に進上するよう命令されている。天平年間に日羅関係が悪化して以降、日本は新羅使が具備すべき条件の一つとして国書の持参をたびたび要求している。<sup>26</sup> 今回の大宰府への指示からして、新羅への敵対心が高揚した宝亀年間においても儀容を整えれば賓礼をもって応対するという方針は維持されている。

かかる外交方針の下で大宰府が新たに外交実務として担うことになった新羅使への来朝理由の研問は、これ以前においては中央から派遣される「問新羅入朝由使」によってなされていた。<sup>27)</sup> 例えば前節でみた宝亀五年(七七四)の新羅使金三玄来朝時には、紀広純と内蔵忌寸全成が派遣されている。彼らは来朝の理由を問い、その結果を中央に報告していた。その後、問新羅来朝由使に勅が下され新羅使の放還が決定した。<sup>28)</sup> 大宰府による来朝理由の研問は、問新羅来朝由使の系譜を引くものと考えられるべきで、使節の処遇は大宰府の研問を受けた中央政府で決定されたと考えられる。つまり外国使節の処遇の決定権という意味において、大宰府が新たな外交権限を獲得したとはみなし難い。しかし、別の視点から見ると大きな意味を有している。第一に、新羅使処遇決定のスピード化である。宝亀から延暦年間にかけては、全国的に調庸の遅期や未進の問題が深刻化する時代に当たっている。<sup>29)</sup> 新羅使滞在中の食膳は大宰府が品官である主厨を通じ用意していたが、その食品は西海道諸国の調庸中男作物に依っていた。当該期の西海道も調庸未進と無関係ではなかったと思われる、かかる西海道内の情勢も新羅使処遇決定のスピード化を促した要因となっていたであろう。また、前節でみた宝亀年間における新羅への敵対意識の高揚および対新羅外交の強硬姿勢という文脈の中に位置づけることも可能であろう。即ち日本の求める外交姿勢での新羅使の来朝が期待しえなくなってきた段階で、敵対する新羅の使者を長期にわたり国内に留めることへの危惧がスピード化を促した要因であったと思われる。第二点目として、朝使の派遣を中止することで、新羅使処遇決定のための情報を中央政府が直接的に把握することを放棄し、大宰府を通じて得た情報に基づき対新羅外交を展開していくようになった点である。大宰府による来朝理由の研問結果と国書案文の大宰府からの進上が唯一の新羅使処遇の決定材料になったのであり、その意味において対新羅外交遂

行上における大宰府の重要性が増したと言えるであろう。<sup>30)</sup> 次に新羅使金蘭蓀が帰国するに当たり賜与された天皇璽書を載せる次の史料に注目したい。

k 『続日本紀』宝亀十一年(七八〇)二月庚戌条

新羅使還<sub>レ</sub>蕃。賜<sub>二</sub>璽書<sub>一</sub>曰、天皇敬問<sub>二</sub>新羅国王<sub>一</sub>。朕以<sub>二</sub>寡薄<sub>一</sub>、纂<sub>レ</sub>業承<sub>レ</sub>基。理<sub>二</sub>育蒼生<sub>一</sub>、寧<sub>二</sub>隔中外<sub>一</sub>。王自<sub>二</sub>遠祖<sub>一</sub>、恒守<sub>二</sub>海服<sub>一</sub>、上<sub>レ</sub>表貢<sub>レ</sub>調、其来尚矣。日者虧<sub>二</sub>違蕃礼<sub>一</sub>、積<sub>レ</sub>歲不<sub>レ</sub>朝。雖<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>輕使<sub>一</sub>、而無<sub>二</sub>表奏<sub>一</sub>。由<sub>レ</sub>是、泰廉還日、已具<sub>二</sub>約束<sub>一</sub>、貞卷来時、更加<sub>二</sub>諭告<sub>一</sub>。其後類使曾不<sub>二</sub>承行<sub>一</sub>。今此蘭蓀猶陳<sub>二</sub>口奏<sub>一</sub>。理須依<sub>レ</sub>例、從<sub>レ</sub>境放還。但送<sub>二</sub>三狩等<sub>一</sub>来。事既不<sub>レ</sub>輕。故修<sub>二</sub>賓礼<sub>一</sub>、以答<sub>二</sub>来意<sub>一</sub>。王宜<sub>レ</sub>察<sub>レ</sub>之。後使必須<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>賣<sub>二</sub>表函<sub>一</sub>、以<sub>レ</sub>礼進退<sub>上</sub>。今<sub>レ</sub>勅<sub>二</sub>竺紫府及對馬等<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>將<sub>レ</sub>表使、莫<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>入境。宜<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>之。春景韶和、想王佳也。今因<sub>二</sub>還使<sub>一</sub>、附<sub>二</sub>答信物<sub>一</sub>。遣<sub>レ</sub>書指不<sub>二</sub>多及<sub>一</sub>。

この度の金蘭蓀は表文不携行で、本来であれば「境」から放還されるどころ、遣唐判官海上三狩を送ってきたために賓礼で遇されたが、傍線部に示したように今後は、表文(国書)不携帯の新羅使は、大宰府や對馬の成から放還させ国内に入れないよう命じている。大宰府は、この決定によって、国書を持たない新羅使という制限つきのものであるが、中央への奏上を経ることなく、自らの判断で使節の処遇を決定することが可能となった。これは、中央政府が有していた外交権限の一部が大宰府に付与されたことと評価することが出来るであろう。

以上述べてきたように、宝亀年間には、大宰府が外交に担うべき役割に変化が見られた時期であった。使節来朝の理由の研問と国書案文の奏上は、新羅使処遇のための情報を大宰府が提供することになったことを意味し、対新羅外交遂行上の重要な外交実務を担うこととなった。表文なき使節の放還は、大宰府外交権限の一部強化と評価出来る。また、宝亀

五年（七七四）五月十七日官符に定められた流来新羅人の放還義務規定についても大宰府の引問結果で大宰府が自らの外交権限として放還させることが可能になったのであって、これも宝龜年間における大宰府の対外的役割の変化、外交権限の強化と一連のものであったといえよう。これらの諸点から宝龜年間以降、対新羅外交の遂行を大宰府に委ね、自らは直接的、積極的な関与をしなくなるという中央政府の対新羅外交遂行方針をも読み取ることが出来るだろう。

次にこうした宝龜年間の変化が以後の大宰府の対外的な役割にどのように引き継がれていったか考察したい。

新羅からの公的使節の来朝は宝龜十年（七七九）の金蘭蓀を最後に途絶する。これ以後の律令制国家の対新羅外交方針は、次の史料にあらわされる。

一『日本紀略』弘仁五年（八一四）五月乙卯条

乙卯。制、新羅王子来朝之日、若有「朝献之志」者、准「渤海之例」。但願「修隣好」者、不「用」答礼、「直令」還却。且給「還粮」。

律令制国家は新羅王子の来朝があれば、渤海に准じた扱いをするが、修好の締結は認めないとしている。新羅王子の入朝は八世紀以来、国書の携行とともに新羅に対し要求し続けていた条件の一つである。その上で律令制国家は「朝献之志」つまり朝貢を求めており、新羅を朝貢国としてみなす八世紀以来の新羅観を維持し続けていたことが知られる。<sup>31</sup> 大宰府は対新羅外交の最前線にあつて国家の外交方針に基づき対外的役割を担うべく、体制を整備していく。弘仁四年（八一三）の対馬への新羅訳語設置と弘仁十二年（八二二）の同じく対馬への博士設置がそれである。<sup>32</sup> まず新羅訳語の設置理由について大宰府解は、「新羅之船来「着件嶋」、言語不「通、来由難「審」と述べている。次に博士の設置目的については「縦令諸蕃之客卒爾着「境、若有「書契之間」、誰以通答」とある。新羅訳語

が新羅人の来航理由を問うためであるとし、博士の設置を蕃客が書契をもってきた際のやり取りを想定していることは、宝龜年間における大宰府の外交権限の強化に基づく新羅外交の遂行という方針を反映しており、新羅訳語と博士が対馬に置かれたのも、その管下にあつて大宰府とともに「蕃客・帰化」を担うことになっていった対馬と大宰府による積極的な体制整備であつたといえるであろう。<sup>34</sup>

ところで、宝龜年間以降、大宰府の対新羅外交に関わる外交権限を強化して新羅外交の遂行を図った中央政府は、九世紀以降に展開される多様な新羅との交通の実態から切り離され、外交の実態とは乖離した認識を保持し続けるという結果を招いたと考えられる。例えば承和度の遣唐使派遣に伴い、遣唐使が新羅に漂着した際の接受と送還を「告諭」する新羅執事省宛太政官牒を携え新羅に派遣された紀三津は、自らの判断で新羅との「通好」のために来たと述べたため太政官牒との相違を詰問され、「使旨」を失して帰国した。帰国する三津に対して新羅は、太政官宛執事省牒の中で「恕「小人荒迫之罪」、申「大国寛弘之理」」<sup>35</sup>とあるように、日本に対する大国的立場を表明した。弘仁五年制に再確認された新羅を朝貢国とする新羅観はもはや対外的に実態のないものとなっていたことはあきらかである。承和九年（八四二）、大宰府は新羅人の入国一切禁断を中央政府に求めている。<sup>36</sup> その背景には当該期の大宰府周辺での交易をめぐるトラブルなど多様に展開する新羅交通が存在したにも関わらず、中央政府は新羅に対し大国的地位にあるという原理原則の立場から大宰府の要求に修正を加えるという状況が存在する。

このように平安期の中央政府は硬直化した対新羅外交方針を維持することになった。かかる硬直化した新羅観を持つに至った要因として、宝龜年間における①新羅に対する敵対心の高揚と②国土意識の形成、③境界に対する意識の高まりを背景とする大宰府外交権限を強化して対新羅

外交を推進したところであったと言えるであろう。このように宝亀年間の大宰府の対外的役割の変化は、以後の対新羅外交の方向性を決定づけたという点においても非常に重要な変化であったと言えるであろう。

以上のように、大宰府の対外的機能の歴史的展開を論じるにあたって、宝亀年間を一つの画期として設定することが可能であろう。宝亀年間になり大宰府は新羅使の処遇決定に深く関与することになった。かかる変化は敵対する新羅人を極力境界付近で処理しようとする意識の反映に他ならず、国の内と外が強く認識されるようになった宝亀年間だからこその変化であった。

### おわりに

三節にわたり、宝亀年間の新羅への敵対心の高揚とそれが大宰府の対外的役割に与えた影響について検討した。その結果をまとめると以下の如くである。

(1) 宝亀五年(七七四)五月十七日太政官符は、日本への帰化の意思を持たず、大宰府管内に留まっている新羅人を放還することに政策の第一の目的があった。

(2) 宝亀五年(七七四)来着の新羅使に対し日本は、これまでも増して強硬な姿勢を示し、新羅調伏のため大宰府四王院を建設するなど、宝亀年間には新羅に対する敵対心が高揚した時期であった。同時期は蝦夷との三十八年戦争が始まる時期でもあり、国の内と外を画する境界が強く意識された。流来新羅人の放還義務の決定や大宰府四王院の建設、大宰府から北陸道縁海諸国における対外防衛体制の整備は、右に述べた新羅観や境界認識の形成を背景になされた政策である。

(3) 宝亀年間以降、大宰府はそれまで直接関与してこなかった外国使

宝亀年間の対外政策と大宰府外交

節の処遇決定に深く関与することとなった。特に国書を持たない新羅使については中央へ報告することなく放還することが可能になったのは重要で、中央政府が有していた外国使節処遇の決定権の一部を大宰府の権限として委譲したと言える。また、流来新羅人の放還も中央への報告を必要としないと考えられるので、大宰府外交権限の強化と評価し得る。

(4) 中央政府は、宝亀年間以降、大宰府の外交実務を整備し、その外交権限を強化することで以後の対新羅外交を遂行していく姿勢を明確にした。

(5) 新羅からの公使使節の往来は、宝亀十年(七七九)来朝の金蘭菘を最後に途絶するが、律令制国家は旧来の対新羅外交方針を変更しなかった。その下で大宰府は新羅外交の最前線で体制整備を進めていく。その反面、中央政府は、多様化する九世紀の新羅外交の場面から切り離され、硬直化した新羅観を保持し続けていくことになった。

(6) 宝亀年間は、その後の大宰府の外交機能の展開と律令制国家の対新羅観を規定したという意味において一つの画期として評価しうる。

以上、多くの推論を重ねてきた観があるが、大宰府の外交上に担った役割を考える上で宝亀年間が一つの画期であったことを提示しえたのではないか。宝亀年間における境界認識が九世紀以降の国土観形成にいかに関わったかなど論じ残した点も多いが、それは今後の課題としてひとまず擱筆する。

### 注

- ① 石井正敏「大宰府の外交面における機能―奈良時代について―」(『法政史学』二二二号 一九七〇年、のち「大宰府の外交機能と外交文書」と改題して『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館 二〇〇一年に収録)、同「大宰府および沿海国司の外交文書調査権」(『古代文化』四三卷一〇号 一九九一年、のち「大宰府・縁海国司と外交文書」と改題して前掲書に収

録)、同「大宰府と外交文書に関する最近の所説をめぐって」(『日本歴史』六〇三号 一九九八年、のち「宝亀十年十月勅をめぐって」と改題して前掲書に収録)、同「縁海国司と外交文書―中西正和氏「渤海使の来朝と天長五年正月二日官符」における拙論批判に答える―」(『ヒストリア』一六二号 一九九八年、のち「天長五年正月官符をめぐって」と改題して前掲書に収録)、酒寄雅志「七・八世紀の大宰府―対外関係を中心として―」(『國學院雑誌』八〇巻一―一九七九年)、ブルースバートン「律令制下における新羅・渤海使の接待法―大宰府外交機能の解明へ―」(『九州史学』八三号 一九八五年)、中西正和「新羅使・渤海使の来朝と大宰府―大宰府の外交的機能について―」(『古代史の研究』八号 一九九〇年)、同「大宰府と存問」(横田健一編『日本書紀研究』第二一冊 塙書房 一九九七年)、森公章「大宰府および到着地の外交機能」(『古代日本の対外認識と交通』吉川弘文館 一九九八年)、拙稿「大宰府外交機能論―大宰府西海道管内支配との関係からの考察―」(『立命館史学』三二号 二〇一〇年)など。

- ② 前掲注①の拙稿を参照。
- ③ 村井章介「王土王民思想と九世紀の転換」(『思想』八四七号 一九九五年)、山内晋次「古代における朝鮮半島漂流民の送還をめぐって」(『歴史科学』一二二号 一九九〇年、のち「朝鮮半島漂流民の送還をめぐって」と改題して『奈良平安期の日本とアジア』吉川弘文館 二〇〇三年に収録)、田中史生「帰化」と「流来」と「商賈之輩」―律令国家における国際交易の変遷過程―」(『日本古代国家の民族支配と渡来人』校倉書房 一九九七年)。
- ④ 前掲注③の山内論文を参照。
- ⑤ 前掲注③の田中論文参照。
- ⑥ 前掲注①の拙稿を参照。
- ⑦ 『養老戸令』没落外蕃条には、「凡没<sub>レ</sub>没落外蕃<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>還、及化外人<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>化者、所在国郡、給<sub>レ</sub>衣糧、具<sub>レ</sub>状發<sub>レ</sub>飛駟<sub>レ</sub>申奏。化外人於<sub>レ</sub>寬国<sub>レ</sub>附<sub>レ</sub>貫安置。(後略)」とある。
- ⑧ 『養老公式令』駟使至京条には、「凡駟使至<sub>レ</sub>京、奏<sub>レ</sub>機密事<sub>レ</sub>者、不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>共<sub>レ</sub>人語<sub>レ</sub>。其蕃人<sub>レ</sub>歸<sub>レ</sub>化者、置<sub>レ</sub>館供給<sub>レ</sub>。亦不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>任<sub>レ</sub>來往<sub>レ</sub>。」とある。

⑨ 新訂増補国史大系本の傍訓は、旧輯国史大系本に「本主ナントカオモハン」とあり、直接的には旧輯国史大系本を引き継いだものといえる。それは更に明暦三年(一六五七)印本に付された「本主ナントカオモハン」にまで遡る。諸写本及び近世国学者の校本の調査は今後の課題とせざるを得ないが、この訓みは、近世前期にまでしか遡れないと思われる。また、朝日新聞社本『続日本紀』(朝日新聞社 一九四〇年)、今泉忠義「訓読続日本紀」(臨川書店 一九八六年)、林陸朗「完訳・注釈続日本紀」(現代思潮社 一九八八年)、東洋文庫本・直木孝次郎等訳注『続日本紀』(平凡社 一九九二年)、宇治谷孟『続日本紀』下(講談社 一九九五年)は、国史大系本と同様に訓んでいる。

⑩ aとbの各要素を比較するとaの「如<sub>レ</sub>聞、新羅国人時<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>來着<sub>レ</sub>。或是歸化、或是流来。凡此流来非<sub>レ</sub>其本意<sub>レ</sub>」とbの「比年、新羅蕃人、頗有<sub>レ</sub>來着<sub>レ</sub>。尋<sub>レ</sub>其緣由、多非<sub>レ</sub>投化。忽被<sub>レ</sub>風漂、無<sub>レ</sub>由<sub>レ</sub>引還、留<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>我民<sub>レ</sub>」が対応し、aの「宜<sub>レ</sub>每<sub>レ</sub>到放還、以彰<sub>レ</sub>弘恕<sub>レ</sub>。若駕船破損、亦無<sub>レ</sub>資糧<sub>レ</sub>者、量加<sub>レ</sub>修理、給<sub>レ</sub>糧發遣<sub>レ</sub>。」とbの「自今以後、如<sub>レ</sub>此之色、宜<sub>レ</sub>皆放還、以示<sub>レ</sub>弘恕<sub>レ</sub>。如有<sub>レ</sub>船破及絶<sub>レ</sub>糧者<sub>レ</sub>、所司量<sub>レ</sub>事、令<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>歸計<sub>レ</sub>」が対応する。aの「但歸化來者、依<sub>レ</sub>例申上<sub>レ</sub>」は、歸化に関わる外交実務を述べた箇所と考えられるが、ここに見える「依<sub>レ</sub>例申上<sub>レ</sub>」がまさに大宰府で「謂<sub>レ</sub>本主何<sub>レ</sub>」と尋ねた結果によって歸化であった場合のことを述べていると考えられる。

⑪ 本政策は、新羅征討のため大宰府に行軍式を作らせた三カ月後に出され(『続日本紀』天平宝字三年(七五九)九月丁卯条)、この十五日後に船五百艘の建造が命じられている(『続日本紀』天平宝字三年(七五九)九月壬午条)。

⑫ 石井正敏「光仁・桓武朝の日本と渤海」(佐伯有清先生古希記念会編『日本古代の伝承と東アジア』吉川弘文館 一九九五年、のち前掲注①書に収録)。

⑬ 『続日本紀』宝亀元年(七七〇)三月丁卯条。

⑭ 『扶桑略記』宝亀五年(七七四)是歳条に「是歳、大宰府起<sub>レ</sub>四王院<sub>レ</sub>」とあり、四天王像の造立と四王院の建設は一体のものであったことが知られる。また、大野城が築かれた大野山には北西方に毘沙門天、東方に自国

点、南方に増長天、西南方に広目天の地名が残っており、四峰に堂宇を設け、それぞれに四天王像を一体ずつ安置するという形態を取っていたと考えられる。山村信榮「国境における古代山城と仏教」(『都府楼』二五一九七八年)。なお、九世紀以降の辺要国での四天王法の勤修については、三上喜孝「古代の辺要国と四天王法」(『山形大学歴史・地理・人類学論集』五号 二〇〇四年)、同「古代の辺要国と四天王法」についての補論(『山形大学歴史・地理・人類学論集』六号 二〇〇五年)を参照。

⑮ 前掲注③の村井論文を参照。

⑯ 『続日本紀』宝龜十一年(七八〇)三月辛巳条。

⑰ 下向井龍彦「光仁・桓武朝の軍縮改革について―律令軍制の解体と律令国家の転換―」(『古代文化』四九―一一 一九九七年)。下向井氏は、宝龜十一年の軍縮改革によって、肥前国の兵士が五百人、豊後国の兵士が六百人まで削減されたとする。氏は、その根拠として『類聚三代格』巻十八 弘仁四年(八二三)十二月二十九日太政官符所引宝龜十一年十一月二十三日太政官符をあげている。弘仁四年官符は、「応加置軍毅事」という事書きが示すように軍毅の増員を命じている。軍毅増員を申請した大宰府は、一軍団の兵士数からして軍毅一人とされてしかるべきところ、軍毅が二人置かれていた例もあるとして、この度の増員を求めている。宝龜十一年官符に「肥前国兵士五百人、軍毅二人、豊後国兵士六百人、軍毅二人」とあるのは、その例の提示であって、宝龜十一年に肥前国が一団五百人、豊後国が一団六百人に削減したとは考えられない。即ち、西海道諸国の兵士数の削減から、新羅との軍事的緊張が薄らいだとは言いがたいのである。なお、氏は宝龜十一年軍縮改革の過渡的性格に留意しており、対蝦夷戦争を想定した軍団構成への移行が完全にはなされなかったと述べている。

⑱ 『続日本紀』宝龜七年(七七六)正月戊申条。なお、『延暦交替式』には、検税使算計法が収められている。

⑲ 亀田隆之「天平六年七道検税使の算計に関する一考察」(永島福太郎先生退職記念会編『日本歴史の構造と展開』山川出版社 一九八三年、のち「七道検税使の算計」と改題して『奈良時代の政治と制度』吉川弘文館、二〇〇一年に収録)、榎英一「沢田吾一の令制斗量説について」(『立命館

文学』五二二号 一九八八年)、毛利憲一「八世紀中期の地方財政」(榮原永遠男、西山良平、吉川真司編『律令国家史論集』塙書房 二〇一〇年)。

⑳ 亀田隆之「検税使をめぐる二、三の問題」(遠藤元男先生頌寿記念会編『日本古代史論苑』国書刊行会編 一九八三年、のち「検税使」と改題して『奈良時代の政治と制度』吉川弘文館、二〇〇一年に収録)。

㉑ 『続日本紀』宝龜七年(七七六)二月甲子条。

㉒ 周知のように、北陸道には渤海使が来着していた。ところが、宝龜四年(七七三)来朝の渤海使烏須弗に対し、日本は、「又渤海使、取此道来朝者、承前禁断。自今以後、宜依旧例、従筑紫道来朝」とあるように(『続日本紀』宝龜四年(七七三)六月戊辰条)、以後の渤海使は大宰府へ来朝するよう命じている。こうした事例も宝龜年間における境界意識の高まりと無関係ではあるまい。律令制国家は、外交の窓口を大宰府に一本化することで境界の管理を容易ならしめようと考えたのではないだろうか。

㉓ 三上喜孝「光仁・桓武朝の国土意識」(『国立歴史民俗博物館研究報告』一三四号 二〇〇七年)。

㉔ 『三国遺事』卷二 元聖大王 貞元二年丙寅十月十一日条。

㉕ 前掲注①の拙稿を参照。

㉖ 『続日本紀』天平勝宝四年(七五二)六月壬辰条および『続日本紀』天平宝字四年(七六〇)九月癸卯条参照。

㉗ 「問新羅入朝由使」の名称は、石井正敏氏が用いた用語である。本稿でも石井氏にならうこととする。問新羅入朝由使は、大宰府が廃止されていた天平十五年(七四三)に派遣された検校新羅客使の系譜を引くもので、来朝の理由を問うことと、国書を開封し中央へ報告することがその職務であった。以上の諸点については、石井正敏「大宰府の外交面における機能―奈良時代について―」(『法政史学』二二二号 一九七〇年、のち「大宰府の外交機能と外交文書」と改題して『日本渤海関係史の研究』吉川弘文館 二〇〇一年に収録)を参照。なお、外国使節の処遇決定の主体についての問題は、中野高行「日本古代における外国使節処遇の決定主体」(『日本歴史』五九三号 一九九七年、のち『日本古代の外交制度史』岩田書院 二〇〇八年に収録)を参照。

- ②⑧ 『続日本紀』宝亀五年（七七四）三月癸卯条。
- ②⑨ 長山泰孝「調庸違反と対国司策」（『大阪大学教養部研究集録』一七一九六九年、のち『律令負担体系の研究』塙書房 一九七六年に収録）。
- ③⑩ 大宰府での国書開封が可能になったことは、賓礼をもって取り行われる外交儀礼という点からは非常に大きな変化であると言えるが、大宰府の外交権限という点からみると、それにより大宰府が外国使節処遇の決定をした訳ではないので、外交権限強化の指標とは出来ないと考えられることをここで付け加えておく。
- ③⑪ この点については、平野卓司「九世紀における日本律令国家と对新羅「交通」」（林陸朗・鈴木靖民編『日本古代の国家と祭儀』雄山閣出版 一九九六年）および重松敏彦「平安初期における日本の国際秩序構想の変遷―新羅と渤海の位置づけの相違から―」（『九州史学』一一八・一一九合

- 併号 一九九七年）を参照。
- ③⑫ 『類聚三代格』卷五 弘仁四年（八二三）九月二十九日太政官符。
- ③⑬ 『類聚三代格』卷五 弘仁十二年（八二二）三月二日太政官符。
- ③⑭ 弘仁年間における対馬への措置については、九世紀以降、頻繁な新羅商人の来着への国家的な秩序だった対応であると評価される（石上英一「古代国家と対外関係」〈歴史学研究会・日本史研究会編『講座日本歴史』2 古代2 東京大学出版会 一九八四年）が、この段階にいたっても新羅からの使節の来着を想定していたことは重要であると考ええる。
- ③⑮ 『続日本後紀』承和三年（八三六）十二月丁酉条。
- ③⑯ 『類聚三代格』卷十八 承和九年（八四二）八月十五日太政官符。

（本学大学院博士後期課程）